

# 山梨県公報

第千四百四十号

平成十五年

十二月二十二日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則…………… 七九七

山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則…………… 八〇一

### 告 示

土地収用事業の認定…………… 八〇一

道路の区域決定…………… 八〇二

道路の供用開始(二件)…………… 八〇二

道路の区域変更…………… 八〇二

### 公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)…………… 八〇三

## 規 則

### 山梨県規則第九十一号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「係る県民税」の下に「、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税」を加える。

第二十条の七の見出し中「利子割」を「利子割等」に改め、同条中「又は第七十一条の十五第四項」を「、第七十一条の十五第四項、第七十一条の三十二第四項、第七十一条の三十五第五項、第七十一条の三十六第四項、第七十一条の五十二第四項、第七十一条の五十五第五項又は第七十一条の五十六第四項」に改める。

第三十三号様式を次のように改める。

第33号様式（第18条関係）

（その1）

更正請求書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長  
山梨県自動車税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

地方税法第20条の9の3の規定により、次のとおり更正を請求します。

更正の請求の対象			
税目	摘要	更正の請求前	更正の請求後
	課税標準等		
	税額等		
地方税法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合		法定納期限	年 月 日
地方税法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日	年 月 日
		第2号の更正・決定等のあつた日	年 月 日
		第3号の政令で定める理由の生じた日	年 月 日
更正の請求をする理由及び請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項			

注 「課税標準等」欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付（納入）すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。

(その2)

県民税配当割更正請求書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

所在地

名 称  
(特別徴収義務者番号

印  
)

地方税法第20条の9の3第1項(第2項)の規定により、次のとおり更正を請求します。

更正請求の対象となる申告の内容

区 分		特定配当等の種類	課税標準額	税 額
年 月 分	更正請求前	上 場 株 式 等 の 配 当 等	円	円
		公募証券投資信託等の配当等	円	円
		特定投資法人の投資口の配当等	円	円
	更正請求後	上 場 株 式 等 の 配 当 等	円	円
		公募証券投資信託等の配当等	円	円
		特定投資法人の投資口の配当等	円	円

更正請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項

- 注 1 この請求書は、納入申告書ごとに作成すること。  
 2 この請求書には、更正請求の理由を証する関係資料を添付すること。

(その3)

県民税株式等譲渡所得割更正請求書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

所在地

名 称  
(特別徴収義務者番号)

印  
)

地方税法第20条の9の3第1項(第2項)の規定により、次のとおり更正を請求します。

更正請求の対象となる申告の内容

区 分		支 払 金 額	税 額
年 月分	更正請求前	円	円
	更正請求後	円	円

更正請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項

- 注 1 この請求書は、納入申告書ごとに作成すること。  
 2 この請求書には、更正請求の理由を証する関係資料を添付すること。

第四十七号様式中「県民税利子割」を「県民税利子割 県民税配当割 県民税株式等譲渡所得割」に改める。

### 附則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

### 山梨県規則第九十二号

山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 経営体育成基盤整備事業 二十分の九

### 附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則第一条の二十三号の規定は、平成十五年以後に採択される事業について適用し、同年度前に採択された土地改良総合整備事業又はほ場整備事業で、同年度に経営体育成基盤整備事業とされたものについては、なお従前の例による。

## 告 示

### 山梨県告示第六百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号、以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

八代町

二 事業の種類

八代町地域振興交流センター建設事業

### 三 起業地

1 収用の部分 東八代郡八代町大字南字身洗沢地内

2 使用の部分 なし

### 四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

八代町地域振興交流センター建設事業（以下「本事業」という。）は、地域情報及び特産品の紹介等を行う施設を建設する事業であり、法第三十二条第二号に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、建築工事費については既に財政措置を講じ、用地補償費等については平成十五年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

（一）本事業は、農業、観光等の地域情報及び農産物等の特産品の紹介をすることとに、地域住民と都市住民とが交流することができる交流広場、イベント広場等を備えた、地域振興交流センターを建設する事業である。本事業施行により、八代町の重要な基幹産業である農業の振興が図られ、地域の活性化につながると見込まれることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

（二）本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

（三）起業地は、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

（四）本事業に係る起業地の範囲は、予想利用者数から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。

（五）（一）から（四）までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、八代町第四次総合計画に位置付けられた事業であり、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十各号の規定に基づき、事業認定をするものである。

- 五 法第二十六各号の第二項の規定による図面の縦覧場所  
八代町産業振興課

山梨県告示第六七七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課並びに峡東地域振興局石和建設部及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道  
二 路線名 河口湖芦川線  
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南都留郡河口湖町大字大石字吉原一五七二番の二地先から 東八代郡芦川村大字上芦川字間名板久保六五五番の一地先まで	八・一〇〇 八〇・〇	六七〇六・四	

山梨県告示第六六八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	梁川猿橋線	大月市猿橋町大字小篠字加藍六四一番地先から 大月市猿橋町大字藤崎字見郷二〇四〇番の二地先まで	四四〇・〇	平成十五年 十二月二十 五日

山梨県告示第六六九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	朝日小沢猿橋線	大月市猿橋町大字小沢字二石五四番の四地先から 大月市猿橋町桂台三丁目二七九番の二地先まで	一五四・〇	平成十五年 十二月二十 二日

山梨県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道  
二 路線名 葎崎昇仙峡線  
三 道路の区域

区 間	新	旧	旧新の別
中巨摩郡敷島町大字上福沢字孫目五四四番地先から 中巨摩郡敷島町大字下福沢字小東入六二九番の二地先まで	七・五 八・七	六・五 七・八	敷地の幅員 (メートル)  延長 (メートル)
			一七三・二 一七三・二

## 公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十五年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
南都留郡忍野村忍草字白久保三一六二の一の一部、三一六二の二の一部、三一六二の五の一部、三一六三の二の一部及び字上白久保三三三七の八
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり
公 園	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局建設部及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南都留郡山中湖村山中千二百十二番地百九十三 株式会社羽田木材 代表取締役 羽田益雄

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡昭和町清水新居字南河原一三四一の二、一三四四、一三九三の二、一三九三の三、一三九六の一及び一三九六の二
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都杉並区荻窪四丁目三十二番二号東洋時計ビル 株式会社東京イオニック 代表取締役 平石義明

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十五年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡敷島町島上条字金ノ宮六六八の一、六六八の五、六六八の六、六六八の七、六六八の八、六六八の九、六六八の一〇、六八二の一、六八二の三及び六八二の四
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり
水 路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡敷島町天狗沢七百二十七番地一 小田切隆

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番